

海老名駅西口特定公共施設 指定管理者募集要項

1 趣旨

海老名駅西口特定公共施設（以下「本施設」という。）について、地方自治法第244条の2第3項及び海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、本施設の管理運営等を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設名称及び規模

ア 海老名駅西口中心広場	約 3,600 m ²
イ 海老名駅西口プロムナード	約 7,700 m ²
ウ 海老名駅西口バス乗降場	約 1,500 m ²
エ 海老名駅西口タクシー乗降場	約 400 m ²

(2) 所在地

ア 海老名駅西口中心広場	海老名市扇町 118 番
イ 海老名駅西口プロムナード	海老名市扇町 121 番、122 番、126 番、 127 番及び 128 番
ウ 海老名駅西口バス乗降場	海老名市扇町 119 番
エ 海老名駅西口タクシー乗降場	海老名市扇町 120 番

(3) 設備等

ア 海老名駅西口中心広場	ロータリー、植栽、街灯など
イ 海老名駅西口プロムナード	公衆トイレ、噴水、街路樹、街灯など
ウ 海老名駅西口バス乗降場	シェルター、標識、ベンチなど
エ 海老名駅西口タクシー乗降場	シェルター、標識など

(4) 利用時間

終日（公衆トイレは午前6時から午後11時まで）

3 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは取り消すことがあります。

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

施設の設置目的の範囲内で、海老名市が指定する業務とします。

(2) 自主事業

施設設置目的の範囲内で、かつ指定管理業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者は、海老名市の承認を得た上で、自らの提案による事業を実施するこ

とができます。なお、料金設定についても、事前に海老名市の承認を受けるものとします。

※ 自主事業の実施が「本施設の占有」に該当する場合には、海老名市の許可を得る必要があります。許可を受けた指定管理者は、別途、占有に係る使用料を海老名市に納める必要があります。

5 指定管理者が行う業務の種類

- (1) 施設利用に関する利用承認業務
- (2) 施設の維持・保全に関する業務
- (3) 利用者等のニーズの把握及び対応に関する業務
- (4) 緊急時の対応業務
- (5) 報告及び連絡調整に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

詳細は、別添仕様書及び仕様詳細による。なお、施設の効率的な運用、サービス内容の拡充等の観点から、応募者が仕様書及び各仕様詳細に定める以上の提案をすることは妨げない。

6 業務の基準（遵守すべき法令等）

- (1) 関係する法令等
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
 - ウ 海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例（平成27年条例第18号）
 - エ 海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例施行規則（平成27年規則第12号）
 - オ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - カ 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第24号）
 - キ 海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（令和4年規則第32号）
 - ク 海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）
 - ケ 海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）
 - コ 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
 - サ 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
 - シ 環境関係法令（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）

ス 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
セ その他関係法令等

- (2) 施設設備及び物品等の適切な管理を行うこと。
- (3) その他、本施設の維持管理等に係る関係法令を遵守し、適切な維持管理を行うこと。
- (4) 施設利用者からの声を聴き、結果を運営に反映すること。
- (5) 施設専用のホームページを開設し、施設の利用承認に係る概要及び手続方法を周知するほか、情報（イベント等）の掲載などを行い、情報発信に努めること。
- (6) 利用者傷害保険等、指定管理者の業務上の瑕疵により生じる損害賠償に対処できるよう、適切な保険（損害賠償保険等）に加入すること。ただし、本施設の火災保険料は海老名市負担とする。

7 再委託の制限

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできないものとします。また、一部業務の委託を行う場合は、事前に海老名市の承認を得るものとします。

8 指定管理者の収入・支出

(1) 利用料金について

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を導入することとし、利用に伴う利用料金収入は指定管理者の収入とします。利用料金は条例に定める額を限度額とし、あらかじめ市長の承認を得て定めることとします。

(2) 自主事業収入について

自主事業により得た収入は指定管理者の収入とします。なお、自主事業に係る経費は指定管理者の負担とし、損失が発生した場合も海老名市は補填等を行いません。

(3) 指定管理料について

海老名市は、施設等の維持管理・運営に要する費用から過去の利用料金収入実績等を差し引いた金額を指定管理料として支払います。

指定管理料は、応募時に提出される収支予算書に記載された金額及び提案等をもとに、海老名市と指定管理者の協議により定めるものとしますが、実際の額は、毎年度、海老名市と指定管理者が協議し予算編成を経て確定します。

なお、指定管理料には上限額を設定します。上限額は以下のとおりです。

5年間総額	143,000千円（税込み）
年度上限額	28,600千円（税込み）

【参考】過年度の収支状況

過去4か年（令和4年度～令和7年度）の収支状況は「別紙1 西口特定公共施設の収支状況」のとおり。

(4) 経費等の取り扱いについて

ア 設備等のリース及び保守契約については、指定管理者の負担とします。また、他者への契約変更時に違約金が発生する場合も、指定管理者の負担とします。

イ 施設の修繕等について、1件あたり50万円未満（消費税含む）のものは指定管理者が行うものとします。

ウ 施設の修繕等について、所有権が指定管理者にあるものについては、1件あたり50万円以上（消費税含む。）であっても指定管理者が行うものとします。

エ 修繕費用は、材料費、施工費、廃材の処分費等を含めたものとします。

(5) 利用料金の減免について

各施設等の関係条例及び施行規則等に基づいて減免をします。

※ 減免料金を後に補填することはしませんので、ご注意ください。

(6) 余剰金について

海老名市が求めた業務を不足なく遂行した上で、経費削減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金は、海老名市に還付する必要はありません。ただし、指定管理者の利益規模や利用者の負担等に照らし、利益があまりに過大であると認められる場合は、市と協議の上、精算を行うものとします。また、指定管理料に不足が生じて、不足額は補填しません。

(7) 指定管理料の支払いについて

指定管理料は、別途締結する年度協定に基づき、会計年度ごとに指定管理者に支払うものとします。

(8) 管理口座について

会計処理の透明性確保の観点から、指定管理者としての収入及び支出は、当該団体が他事業で利用する口座とは、別の口座で適正に管理してください。

(9) リスク分担について

リスク分担については次表のとおりとし、暴風、豪雨、大規模地震、感染症等海老名市又は指定管理者の責めに帰することのできない自然的又は人為的な現象による経費等に増減が生じた場合は、海老名市及び指定管理者で別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		海老名市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更			○
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	海老名市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	海老名市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	海老名市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの			○
利用者等への損害賠償	海老名市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	海老名市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
募集要項等(※1)	募集要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力(※2)	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

- ※1 「募集要項等」とは、募集要項本体及び募集要項添付資料（仕様書を含む。）を指す。
※2 「不可抗力」とは、防風、豪雨、地震、火災、テロ、暴動などの天災・人災等を指す。

9 業務に就く従事者の必要な人数及び配置

業務の円滑な運営に必要な人員を配置すること。

10 指定管理者の応募資格について

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体（以下「団体」という。個人での応募は不可。）で、以下の条件を全て満たしているものとします。

- (1) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること。
- (2) 以下の条件に該当しない者であること。
 - ア 海老名市から入札等に係る参加停止措置を受けている者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ウ 法人税、法人住民税、消費税等の租税を滞納している者
 - エ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続き中の者
 - オ 海老名市又は他市等において、指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取り消しを受けた者
 - カ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けた者（仮に受けている場合は、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであれば可とする。）
 - キ 海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団・暴力団員・暴力団経営支配法人等に該当している者
- (3) その他法令等に違反していないこと。

11 募集に係るスケジュール

- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間 令和8年6月8日（月）から 令和8年7月17日（金）まで
 - イ 配布時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
 - ウ 配布場所 海老名市役所 3階企画財政課
※上記期間中は、海老名市ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 現地説明会
令和8年6月25日（木）午後、現地見学会を実施します。参加は任意で、事前応募制とします。（なお、参加人数は1団体につき5名以内でお願いします。）
参加希望者は現地見学申込書【様式J】に記入の上、令和8年6月17日（金）正午までに企画財政課へメールでお申し込みください。
(MAIL : kikaku-zaisei@city.ebina.kanagawa.jp)
- (3) 質問受付
 - ア 受付期間
令和8年6月8日（月）から 令和8年7月3日（金）午後5時15分まで

イ 質問方法

質問票【様式K】に記入の上、企画財政課へメールで提出すること。

(MAIL : kikaku-zaisei@city.ebina.kanagawa.jp)

なお、質問票の提出は各団体1回のみとします。

ウ 回答方法

令和8年7月10日(金)までに海老名市ホームページに回答を掲載します。

また、回答にあたり団体名の公表は行いません。なお、内容が不明瞭なものについては回答しない場合があります。

[掲載場所]

(トップページ>市政・ビジネス>財政・行政改革・指定管理>指定管理者制度>海老名駅西口特定公共施設)

(4) 応募書類受付

ア 受付期間

令和8年6月8日(月) から 令和8年7月17日(金)まで

午前8時30分 から 午後5時15分 まで(土曜、日曜及び祝日を除く)

イ 提出書類

- ① 海老名駅西口特定公共施設指定管理者指定申請書
 - ② 共同企業体構成員確認書(※共同企業体応募でない場合は不要)
 - ③ 事業計画書及び収支予算書
 - ④ 定款の写し、規約その他これらに類する書類
 - ⑤ 登記事項証明書及又は役員名簿等その構成状況を示す書類
 - ⑥ 前3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書
 - ⑦ 現事業年度の事業計画書、収支予算書又はこれに類するもの
 - ⑧ 直近事業年度の納税証明書(法人市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税)
- ※納税証明書(国税)は納税証明書(その3の3)をご提出ください。なお、徴収猶予等で未納となっている場合は、その旨がわかる通知書や証明書を添付してください。
- ⑨ 労働分野に関する質問回答書
 - ⑩ 就業規則
 - ⑪ 暴力団等の排除に係る調査承諾書
 - ⑫ 指定管理又は委託事業の受注実績確認書
 - ⑬ 確約書

ウ 提出方法

海老名市財務部企画財政課(3階)へ持参のみとします(郵送不可)。

エ 提出部数等

提出は、紙媒体及び電子媒体とします。

(ア) 紙媒体

正本1部、副本12部の計13部とします。

各書類はA4判・左とじ・様式ごとの片面カラー刷り（文字サイズ12ポイント以上）とし、通し番号で頁数を付し、2穴をあけてファイリングした状態で提出すること。書類には、書類名を明記したインデックスを貼付してください。

なお、提出書類は返却しないものとします。

(イ) 電子媒体

紙媒体で提出した書類はPDFファイルに変換し、電子媒体（CD-R又はDVD-R）にて1部提出してください。なお、PDFファイルは、Adobe Systems社により開発されたAdobe Acrobat等により作成し、海老名市のパソコンにて閲覧可能であることを必要とします。

オ 応募内容の変更・追加

提出された書類の内容変更又は書類の追加はできないものとします。ただし、海老名市及び海老名駅西口特定公共施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が必要と認めた場合はこの限りではありません。また、応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

カ 応募の辞退

申請書を提出した後に辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を提出してください。

キ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者負担とします。

ク 提出書類の取り扱い

応募に関する資料等は、「海老名市情報公開条例」に基づく公開請求を受けた場合、原則として公開します。

公開請求があった段階で応募者に対し意向確認を行い、応募者が独自に保有するノウハウに該当するため非公開とすることを希望する場合には、別途、同条例第7条に基づいて意見の提出を求めるものとします。

【公開基準】

○：全部公開、△：一部公開、×：非公開

情報公開対象文書（例示）		審査中	候補者特定後	
提案	事業提案に関する書類	指定申請書	×	△
		事業計画書	×	△
		収支予算書等	×	△
提案	法人の資格に関する書類	会社組織図、会社概要	×	△
		収支計算書等	×	△
募集	仕様書、募集要項	○	○	
	事業者を選考するための評価項目・配点	×	○	
選定	評価結果		×	△
	選定委員会	委員名簿	×	○
		議事内容の記録	×	△

「△：一部公開」について

海老名市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を除く公開をいう。なお、同条第1号及び第2号については、適用の考え方を例示する。

※前提として、行政文書は公開が原則であるので、留意すること。

規定	概要	適用基準（例）
第1号	個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。	原則非公開情報とする。 例：氏名、顔写真、役職等
第2号	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。	法人等の権利利益の内容、性質等に応じ、必要性を考慮して非公開情報とするかを判断する。 なお、この「おそれ」の判断に当たっては、当該法人等の意見を参考とするが、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められない場合は非公開情報とはならないので、留意すること。
<p><<第2号の適用に関する基準について>> 次のすべてに該当する情報は、第三者意見照会の内容に関わらず、非公開情報と取り扱う。</p> <p>① 各委員の採点結果及びコメントに関すること。 ② 公開請求時において、当該情報の作成者以外のものにとって既知の情報でないこと。なお、本市業務等で実施している内容は、既知の情報と取り扱うものとする。 ③ 当該情報の作成者が本件以外の業務において提案可能と考えられる、具体的な実施方法であること。前提となる考え方や法令等解釈などについては、一般事項と取り扱い、原則として非公開情報に含まない。</p>		

ケ 著作権

海老名市が提示する参考図書等の著作権は海老名市に帰属し、応募者が提出する書類の著作権は作成した団体に帰属するものとします。

(5) 選考

ア 審査方法

(ア) 一次審査 書類選考（8月上旬頃 実施予定）

主な審査項目：法人情報、経理的基礎、労働分野に関する所見、業務員の配置計画、収支予算等に関する事項等

(イ) 二次審査 プレゼンテーション及びヒアリング（8月下旬頃実施予定）

一次選考を通過した者に対し、実施します。

(ウ) ヒアリング後、選定委員会で評価を行い、指定管理候補者の第1順位者、第2順位者を決定します。二次審査の結果は、郵送で通知するとともに公表します。

イ 選考基準

条例で定める以下の選定基準

(ア) 事業計画書の内容が、西口特定公共施設の快適かつ安全な管理の確保を図る内容であること。

(イ) 事業計画書の内容が、管理業務に係る経費の縮減を図る内容であること。

(ウ) 申請者が、事業計画書に沿った管理業務を安定して行う物的能力及び人

的能力を有していること。

(エ) その他市長が別に定める基準

(6) 仮協定の締結

候補者を決定後、業務内容、従事者研修等、管理運営業務の点検・確認等の細目協議を行い、仮協定を締結します。

(7) 議会の議決

地方自治法に基づき、指定管理者候補者を指定管理者に指定する議案を、海老名市議会令和8年第4回定例会(12月)に上程し、議決を経て、指定管理者として指定します。

(8) 本協定の締結

議会の議決後、令和9年3月末までに本協定を締結します。また毎年度、年度協定を締結します。協定発効までの期間は、必要書類の作成、各種印刷物作成業務や事務引継ぎ、従事者の各業務の習得等を行います。この間の費用は指定管理者の負担とします。

12 労働条件審査の実施

(1) 社会保険労務士による調査の実施

海老名市は、指定管理期間内で適宜、指定管理者の執行する業務について労働条件審査を実施します。実施にあたって指定管理者は、実地調査や書類の用意等、審査に必要な対応を行うものとします。

(2) 労働条件が基準を満たさない場合の措置

評価の結果、指定管理者の労働条件が基準を満たしていないと判断した場合、海老名市は指定管理者に必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行うものとします。

13 第三者評価の実施

海老名市は、指定管理期間内で適宜、指定管理者の執行する業務について第三者評価を実施する場合があります。実施にあたって指定管理者は、実地調査や書類の用意等、評価に必要な対応を行うものとします。また、評価結果に指摘事項等があった場合には、速やかに対応方法等について海老名市に報告を行うものとします。

14 その他

(1) 指定管理者の変更、次点候補者について

指定候補者が、指定管理者として指定することが著しく不相当と認められた事情が生じた時、また候補者が辞退した場合は、次点候補者(第2順位者)が繰り上がり、指定候補者となります。

なお、次点候補者の地位は、指定管理者による管理が開始された時点で消滅します。

(2) 指定取消について

海老名市が行う業務の改善勧告に従わないなど、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、海老名市は指定の取り消しを行うことがあります。その場合、海老名市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとしします。

(3) 定めのない事項が生じた場合の措置

本募集要項、仕様書若しくは協定等に疑義が生じた場合又は定めのない事項が生じた場合は、海老名市と指定管理者は誠意をもって協議し、決定するものとしします。

(4) 業務内容等に変更が生じた場合の措置

本募集要項、仕様書又は協定等に定める業務内容等について、海老名市の政策等により変更が必要な場合は、海老名市と指定管理者は誠意をもって協議し、決定するものとしします。

(5) 災害等の発生に関する事項

指定管理者は、利用者等の安全な避難誘導や負傷者等に適切な処置を行うとともに、施設の安全点検や閉鎖措置を実施し、市が主体となり実施する帰宅困難者一時滞在所の開設や運営に協力するものとしします。また、災害等の発生により施設が被災する等、施設の使用が不可能となった場合は、市の指示により指定管理者が行う業務の全部又は一部を一時停止することがあります。

(6) インボイス制度について

令和5年10月1日から施行されたインボイス制度（適格請求書等保存方式）について、指定管理者は、利用者等からのインボイス（適格請求書）の発行依頼に対応できるよう、必要な措置を講じてください。

15 問い合わせ

(1) 施設に関すること

都市施設公園課

電話：046-235-9489（直通）

FAX：046-233-9118

Mail：tk@city.ebina.kanagawa.jp

(2) 募集に関すること

企画財政課

電話：046-235-4634（直通）

FAX：046-233-9118

Mail：kikaku-zaisei@city.ebina.kanagawa.jp